

笠岡西中学校父母と先生の会則

- 1 名称 本会は笠岡西中学校父母と先生の会（略称西中PTA）と称し、事務所を西中学校内に置く。
- 2 目的 本会の目的は次のとおりとする。
 - (1) 学校と家庭との連携を密にして相互の理解を深めること。
 - (2) 生徒の体位・学力の向上につとめ、その幸福増進を図ること。
 - (3) 教育上必要な施設の充実を図ること。
 - (4) 教育上必要な調査研究をすること。
 - (5) 生徒の校外生活を善導すること。
 - (6) 生徒の校外生活の安全を守ること。
 - (7) その他教育上必要な事柄について相談し努力すること。
- 3 組織 本会は次の会員によって組織する。
 - (1) 正会員 生徒の保護者と学校職員
 - (2) 特別会員 本会の趣旨に賛成の篤志者
- 4 役員 本会に次の役員を置く。任期は1年とするが重任を妨げない。
 - (1) 会 長 1名 選考委員会において正会員の中から選任し、総会において承認する。本会を代表し会務を統理する。
 - (2) 顧 問 1名 新たに会長に就任する場合は、顧問を置く事ができる。顧問は正会員の中から選任し、総会において承認する。会の相談役、助言をする。
 - (3) 副 会 長 4名 選考委員会において正会員の中から選任し、総会において承認する。会長を補佐し会長に事故あるときは代理する。
 - (4) 会 計 1名 選考委員会において正会員の中から選任し理事会において承認する。会計を処理する。
 - (5) 監 査 2名 選考委員会において正会員の中から選任し理事会において承認する。会計の監査をする。
 - (6) 理 事 若干名 地区毎（別紙 地区理事選出表に基づく）及び各学級から男女各1名選任された保護者と学校職員をもってする。理事会に提出された議案を審議する。
 - (7) 事業部長 4名 副会長が兼任し、事業部（教育・育成厚生・文化・報道・交通）を統理する。
 - (8) 母親委員 2名 選考委員会において正会員の中から選任し理事会において承認する。笠岡市PTA連合会母親委員会での任務を遂行する。
 - (9) 交通安全母の会 交通部にて、笠岡市交通安全母の会での任務を遂行する。
 - (10) 副 部 長 若干名 地区理事の中から事業部毎に若干名、教育部は学級理事の中から各学年1名選出する。部長を補佐する。
 - (11) 庶務主任 1名 会長が学校職員の中から委嘱する。

- (12) 会計主任 1名 会長が学校職員の中から委嘱する。
- (13) 役員選考委員 PTA運営委員で構成する。必要によりPTA運営委員より推薦されたものを加えることができる。

5 事業 本会の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 教育部 学級理事で構成し、授業参観・研究会・環境浄化等教育的事項。
- (2) 育成厚生部 生徒の健全育成ならびにPTAの親睦、福利、厚生に関する事項。
- (3) 文化報道部 会員の教養向上・文化交流のための事項。PTAだよりに関する事項。
- (4) 交通部 生徒の登下校時の定期的な交通査察・指導と会員相互の研修等に関する事項。

6 会議 本会の会議は次のとおりとし会長が召集する。

- (1) 総会 全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とし、予算・決算の承認、その他の必要事項を審議する。議事は会員の4分の1以上が出席し、過半数の賛成で議決する。
- (2) 理事会 理事、幹部役員、学校側代表をもって構成し、企画の検討事業計画、その他の必要事項を審議する。議事は、理事の過半数が出席し、過半数の賛成で議決する。但し重要案件については総会において承認を必要とする。
- (3) 運営委員会 会長・副会長・会計・監査・副部長・母親委員・学校側代表をもって構成する。会長の求めにより協議を行い、また決定事項を執行する。議事は構成員の過半数が出席し、過半数の賛成をもって議決する。
- (4) 幹部役員会 会長・顧問・副会長・会計・監査・母親委員・学校側代表をもって構成する。事業、その他活動に係わる事項を協議する。
- (5) 部会 その長が召集することができる。
- (6) 委員会 役員選考委員会他、その長が召集することができる。

7 会費 本会の経費として会員より1世帯月額400円の会費を徴収する。

8 教育振興費 生徒の活動補助と学習環境整備のため、教育振興費として生徒1人当たり月額300円を徴収する。

9 その他 この会則は総会の決議により変更することができる。

| | | | |
|---------|------|---------|------|
| 昭和56年5月 | 一部改正 | 平成9年5月 | 一部改正 |
| 昭和58年5月 | 一部改正 | 平成13年5月 | 一部改正 |
| 昭和61年5月 | 一部改正 | 平成14年5月 | 一部改正 |
| 平成3年5月 | 一部改正 | 平成15年5月 | 一部改正 |
| 平成6年5月 | 一部改正 | 平成22年5月 | 一部改正 |
| 平成7年5月 | 一部改正 | 平成25年5月 | 一部改正 |
| 平成8年5月 | 一部改正 | | |